

令和4年11月29日
選挙管理委員会事務局

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部改正について

1 改正理由

最近における物価の変動及び消費税増税（8%から10%）に鑑み、国会議員の選挙における選挙運動に関し、公営に要する各経費の限度額について引き上げる旨の公職選挙法施行令の改正が行われた（令和4年4月6日公布、同日施行）。

このことに伴い、江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「本条例」という。）の一部を改正する。

2 主な改正内容

本条例において規定している選挙運動用の自動車の使用、ビラ作成及びポスター作成に係る公営に要する経費の限度額について、公職選挙法施行令の改定額に準じて、以下のとおり引き上げを行う。

対象条項	種類	区分		限度額	
				改正単価	現行単価
4条2号ア	自動車の使用	一般運送契約以外	自動車借入れ	16,100円	15,800円
4条2号イ			燃料供給	7,700円	7,560円
8条	ビラ作成	5万枚以下の場合(※)	1枚当たり	7.73円	7.51円
11条	ポスター作成	企画費		316,250円	310,500円
		ポスター掲示場数が500以下(※)	1枚当たり	541.31円	525.06円

※本区が該当する区分による。

3 施行期日

- (1) 公布の日から施行する。
- (2) 改正後の本条例の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条～第3条 (略) (自動車の使用の公費負担額及び支払手続) 第4条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。 (1) (略) (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>）の合計金額 イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まで	第1条～第3条 (略) (自動車の使用の公費負担額及び支払手続) 第4条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる<u>場合</u>の区分に応じ当該各号に定める金額<u>については</u>、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。 (1) (略) (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる<u>場合</u>の区分に応じ、それぞれ<u>次</u>に定める金額 ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万6,100円</u>を超える場合には、<u>1万6,100円</u>）の合計金額 イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の<u>規定による届出</u>に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日

の日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

第5条～第7条 (略)

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円51銭を超える場合には7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

第9条・第10条 (略)

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該ポスターの作成枚数(当

の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

第5条～第7条 (略)

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円73銭を超える場合には7円73銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

第9条・第10条 (略)

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該ポスターの作成枚

該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

第12条 (略)

数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

第12条 (略)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される江東区議会議員及び江東区長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された江東区議会議員及び江東区長の選挙については、なお従前の例による。